

7月10日(日)は、 参議院議員通常選挙の投票日です

問合せ／選挙管理委員会事務局
内線 2 8 5 1

貴重な一票を大切に、皆さんそろって投票しましょう。

投票日 7月10日(日)

投票時間：午前7時～午後8時

開票日時 7月10日(日)午後9時～

開票場所 市民体育館

※投票速報は、市ホームページ・モバイルサイト
からご覧になれます。

期日前
投票

6月23日(木)～7月9日(土)

(ふれあいプラザ・柳瀬川図書館は7月2日(土)～9日(土))

市役所：午前8時30分～午後8時

ふれあいプラザ：午前10時～午後8時

※駐車場サービス券は発行していません。

柳瀬川図書館：午前10時～午後7時(土・日曜日は午後6時まで)

※7月4日(月)は休館日ですが、期日前投票は行っています。

※駐車場はありません。

選挙権の年齢が18歳以上になります

平成27年6月に公職選挙法の一部が改正され、18歳、19歳の皆さんが新たに選挙権を持つこととなり、今回の参議院議員通常選挙から投票できるようになりました。バランスのとれた政策を実現するためにも、若い皆さんが政治や選挙に関心を持ち、投票に行くことが大切です。誰にとっても住みよいまちにするため、投票に行きましょう！

投票できる人

今回の選挙から、18歳になれば選挙権がありますが、投票するためには「選挙人名簿」に登録されていなくてはなりません。この選挙で投票できる人は、次の要件を満たす人です。

■年齢 平成10年7月11日までに生まれた人

■住所 平成28年3月21日までに志木市に転入の届出をし、引き続き住民基本台帳に記載されている人

期日前投票や不在者投票をご利用ください

仕事や冠婚葬祭、旅行や帰省、病気やけがなどで歩くことが困難な人は、期日前投票をご利用ください。長期旅行などで、期日前投票期間中も投票所に行けない人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができますが、事前に投票用紙の請求が必要です。この場合は、郵送でのやりとりで時間がかかりますので、お早めに請求ください。

また、不在者投票所として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票できますので、お早めに施設の長に申し出てください。

入場券を忘れずに

有権者には、封書にて世帯全員の投票所入場券を郵送しますので、大切に保管してください。

入場券の裏面には、期日前投票に必要な宣誓書が印刷されています。事前に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちいただくと受付が早く済みます。

なお、入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所の係員に申し出てください。入場券の二重発行による不正を防ぐため、郵送などの入場券の再発行はしていませんのでご了承ください。

※投票所入場券の配達が遅れることもありますが、投票所入場券がない場合でも、期日前投票はできます。



素朴な疑問



Q. 3月に18歳になり、4月1日に引っ越しをしたんですが、投票はできますか？

A. 旧住所地で投票できます。
旧住所地に3か月以上継続して居住していて、新住所地での居住が3か月未満の場合、旧住所地で選挙人名簿に登録されています。

Q. 投票に行く意味はありますか？

A. 一票を投じることで、私たちの意見や願いが政治に反映されやすくなります。
私たちのさまざまな希望や考えを反映させ、理想的な社会を実現していくために、政治は重要な役割を果たします。この政治を行う代表者を選ぶために選挙が行われます。